

山梨県立やまびこ支援学校

学校いじめ防止基本方針

令和7年 4月

第1章 いじめの防止対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにする。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

1 いじめとは

○いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

＊個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

●具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの基本認識

- ① どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ 大人が気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ⑤ 「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- ⑥ 加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

第2章 いじめ防止のための取り組み

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校全体で組織的な取り組みを行う。本校においては、「いじめ対策委員会」を設置し、教職員全員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

「学校いじめ防止基本方針」については、ホームページで公開、加えて、年度当初や入学時に児童生徒・保護者へ必ず説明を行う。

1 いじめ対策委員会の設置

(1) 「いじめ対策委員会」

構成員：校長、教頭、学部主事、生徒指導主事、生徒指導副主事、養護教諭 等

内容：①いじめ防止基本方針の策定・見直し ②いじめへの対応について ③年間計画の企画と実施
④各取り組みの有効性の検証 等

(2) 「拡大いじめ対策委員会」

構成員：いじめ対策委員、学校運営協議会構成員

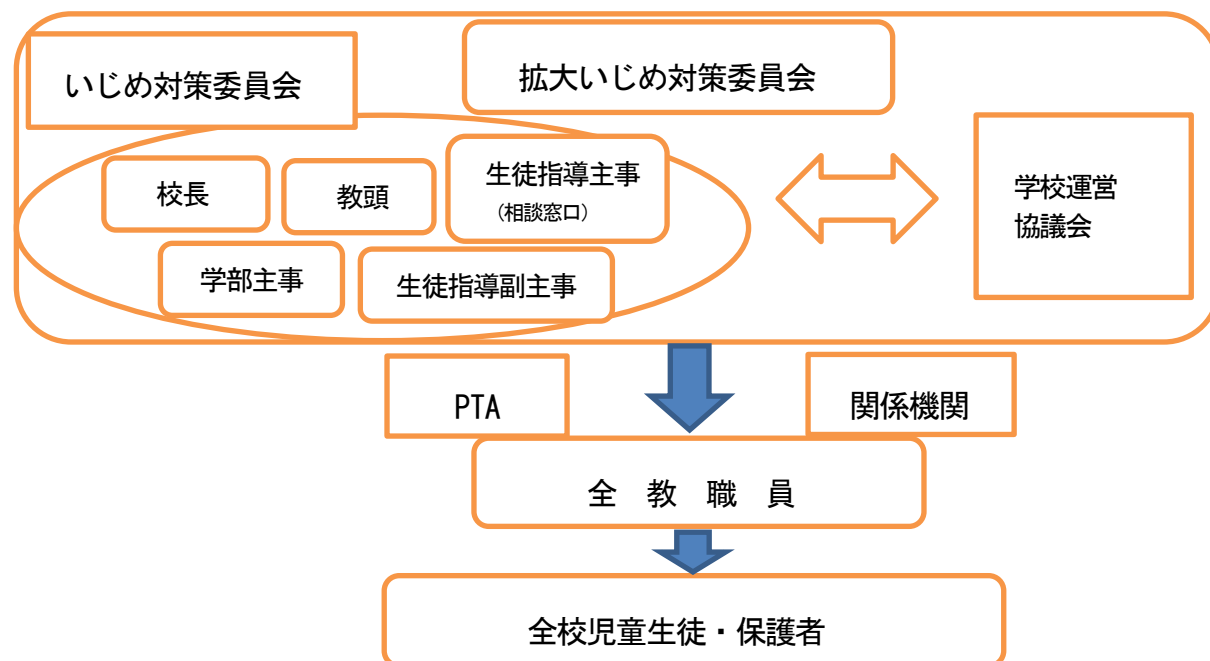
内容：①いじめの実態調査の報告 ②いじめへの対応について 等

※いじめ事案の発生時は、緊急対応する。

※会議の内容や事案への対応については職員会議等において全職員に報告し周知徹底する。

※必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーを要請し、適切な支援を行うようにする。同時に、複数の目による状況の見立てができるようにする。

【いじめ防止のための学校体制】



2 「いじめ防止プログラム」

	小学部	中学部	高等部	学校全体
4月	・保護者への相談窓口周知 ・児童への相談窓口周知 ・「引き継ぎ資料」「個人調査票」等により把握された児童状況の集約 ・HR・学年・学部づくり ・児童の状況把握	・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・「引き継ぎ資料」「個人調査票」等により把握された生徒状況の集約 ・HR・学年・学部づくり ・生徒の状況把握	・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・「引き継ぎ資料」「中学からの調査書」「個人調査票」等により把握された生徒状況の集約 ・HR・学年・学部づくり ・生徒の状況把握	・職員会議（年間計画の確認、問題行動、調査結果を共有） ・「学校いじめ防止基本方針」の周知（HP掲載） ・PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6月	・第1回アンケート実施（保護者）	・第1回アンケート実施（本人及び保護者）	・第1回アンケート実施（本人及び保護者）	・第1回「拡大いじめ対策委員会」（学校運営協議会にて、趣旨説明及び児童生徒の状況報告）
7月	・保護者懇談（いじめについての聞き取り）（家庭での様子の把握） ・児童の状況把握	・保護者懇談（いじめについての聞き取り）（家庭での様子の把握） ・生徒の状況把握	・保護者懇談（いじめについての聞き取り）（家庭での様子の把握） ・生徒の状況把握	→ いじめ対策委員会（状況共有）
10月	・第2回アンケート実施（保護者）	・第2回アンケート実施（本人及び保護者）	・第2回アンケート実施（本人及び保護者）	・第2回「拡大いじめ対策委員会」（児童生徒の状況報告）
↓	・保護者懇談（いじめ聞き取り）（家庭での様子の把握） ・児童の状況把握	・保護者懇談（いじめ聞き取り）（家庭での様子の把握） ・生徒の状況把握	・保護者懇談（いじめ聞き取り）（家庭での様子の把握） ・生徒の状況把握	→ いじめ対策委員会（状況共有）
2月	・第3回アンケート実施（保護者）（家庭での様子の把握）	・第3回アンケート実施（本人及び保護者）（家庭での様子の把握）	・第3回アンケート実施（本人及び保護者）（家庭での様子の把握）	・第3回「拡大いじめ対策委員会」（児童生徒の状況報告）
3月				→ いじめ対策委員会（状況共有） ・いじめ対策委員会

3 取り組み状況の把握と検証（P D C A）

いじめ対策委員会は、取り組みの状況を把握、いじめへの対処について検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

4 未然防止

未然防止の基本は、児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業づくりや集団作りを行うことである。

児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめをしない、また、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解せるよう努め、いじめの問題を自分のこととして捉えることができるよう、考えさせたり、話し合いをさせたりする等、実践的な取り組みを行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。

日常的に、児童生徒の特性を踏まえた適切な支援・指導を行うとともに、保護者との連携を組織的に行う。教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

5 地域や家庭との連携

いじめを認知したら、関係の児童生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、事案によってはPTAや地域の関係機関と協議する。その場合、解決に向けた取り組みとしてのねらいや内容を明確にすると共に、個人情報やプライバシーの問題も含め、慎重に対応する。

保護者には、日頃から、いじめの防止等について理解を深めてもらうこと、家庭において児童生徒が悩みを相談できる雰囲気づくりを行ってもらうこと、学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力することなどに努めてもらえるようにする。

第3章 早期発見のための取り組み

1 いじめに関する実態調査

学期に1回、期間を設定し、いじめに関する実態調査を行う。全校保護者と中学部・高等部の生徒はアンケートによる調査、小学部の児童は教員による観察を行う。

2 教職員の資質向上

① 教職員の研修の充実

いじめ防止等のための対策が専門知識に基づき適切に行われるようにする。

② 児童生徒の立場に立つ

生徒一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。集団の中で配慮を要する児童生徒に気づき、些細な言動や、表情の裏にある心の叫びを見逃さない。生徒達の気持ちを

受け入れることが大切であり、児童生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

③ 積極的にいじめを認知する

いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

3 いじめに関する相談や通報の窓口を設置

日常生活の中での教職員の声かけ等、児童生徒が日頃から気軽に相談できる環境を充実させることが重要である。

必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用する。

【相談窓口：令和7年度】 生徒指導主事 杉本 美恵子

TEL：0554-23-1943 FAX：0554-23-1946

4 警察との連携

① 学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等児童生徒の健全な育成を行うための重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築しておく。

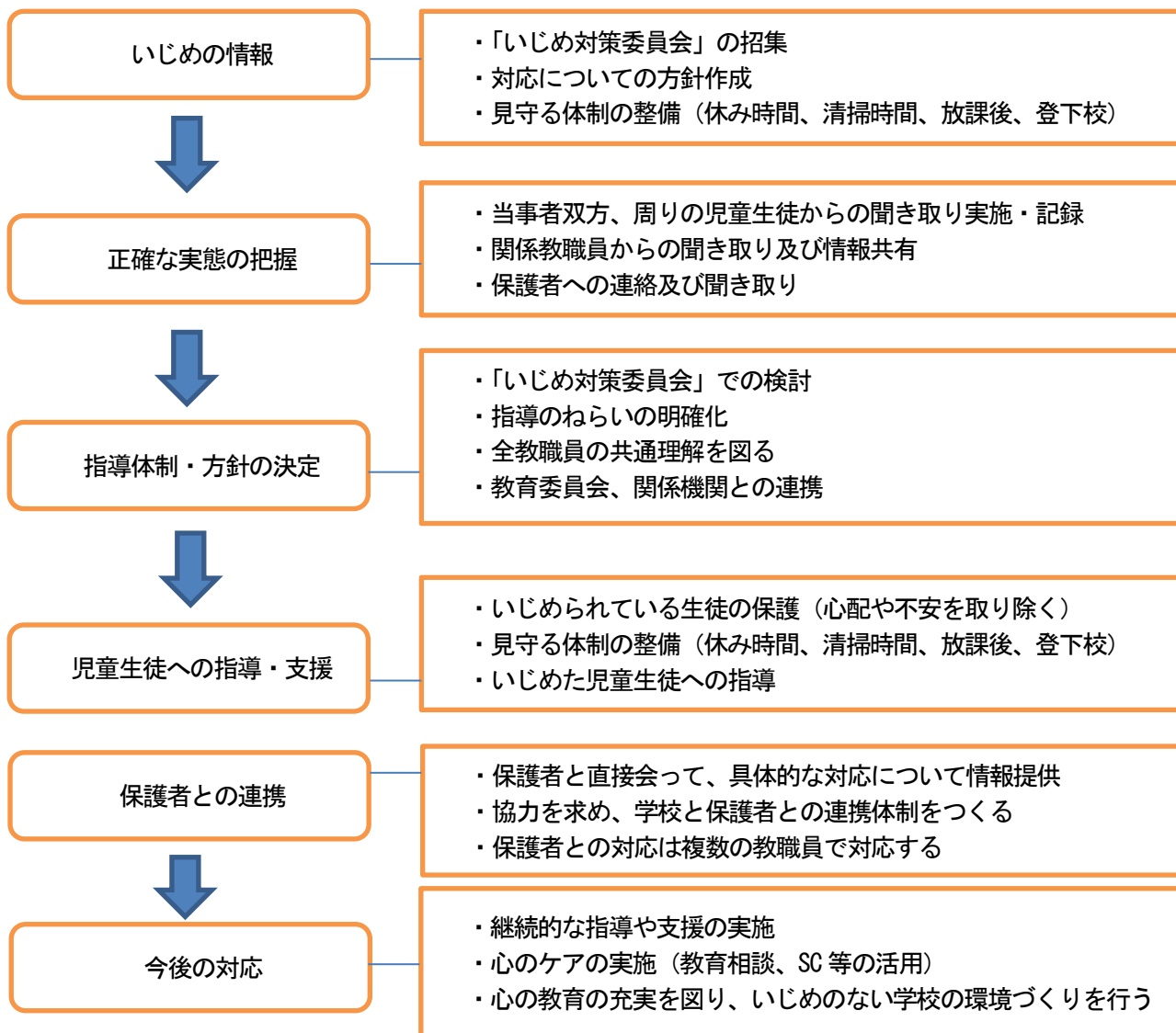
② いじめの態様

いじめの態様	抵触する可能性のある刑罰
① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	脅迫、名誉毀損、侮辱
② 仲間はずれ、集団による無視（刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要）	
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴行
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴行、傷害
⑤ 金品をたかられる	恐喝
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	窃盗、器物破損
⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強要、強制わいせつ
⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	名誉毀損、侮辱

*重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案においては、学校が警察に相談、通報を行うことは法令上求められている。警察への相談、通報を行うことについては、あらかじめ保護者等に対して周知を行い、その事案については、県教育委員会にも共有する。

第4章 早期対応

1 いじめ対応の基本的な流れ



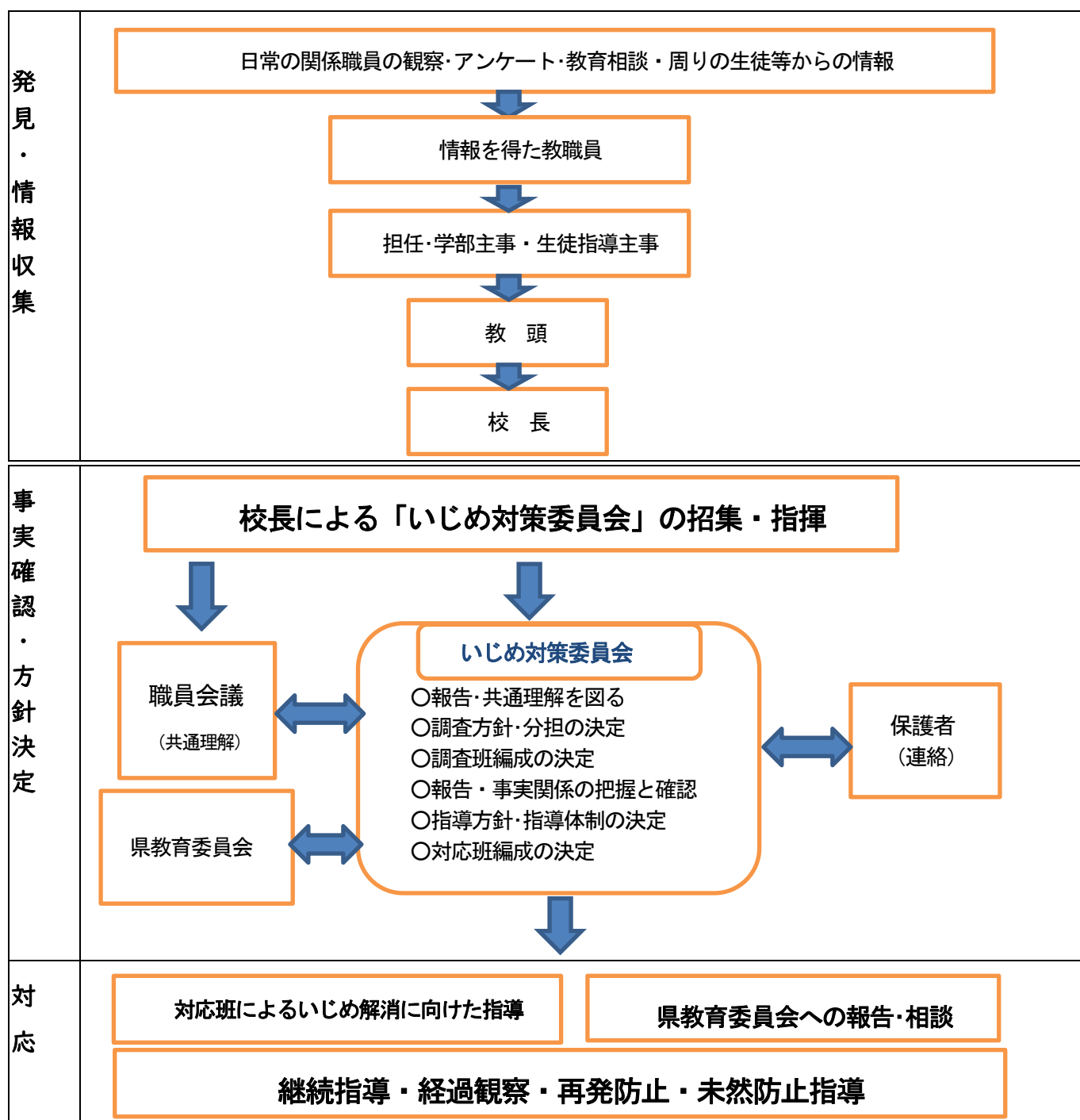
2 いじめが起きた場合の組織的な対応

いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実に行之、学校全体で組織的に対応する。

○いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

○いじめの解消に向けて取り組むにあたって、迅速に対応する

いじめが起きた場合の初期対応



3 いじめ発見時の緊急対応

① いじめられた生徒・いじめを知らせてくれた児童生徒たちを守る

いじめられていると相談に来た児童生徒や、いじめの情報を伝えに来た児童生徒から話を聴く場合は、他の児童生徒たちの目に触れないよう、慎重な配慮を行う。

② 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学部主事・担任・生徒指導主事等)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

○短時間で迅速に正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則し、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

◆誰が誰をいじているのか? 【加害者と被害者の確認】

◆いつ、どこで起こったのか? 【時間と場所の確認】

◆どんな内容のいじめか?どんな被害をうけたのか? 【内容】

◆いじめのきっかけは何か? 【背景と要因】

◆いつ頃から、どのくらい続いているのか? 【期間】

＊生徒の個人情報の取り扱いに十分配慮し、把握する

4 いじめを発見した場合の対応

①いじめられた児童生徒・保護者への対応

【児童生徒に対して】事実確認とともに、まず、つらく不安な児童生徒の今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図り、「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、心配や不安を取り除く。

【保護者に対して】発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。その際、可能な限り、家庭での様子について聞き取る。その後、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

②いじめた児童生徒（保護者）への対応

【児童生徒に対して】いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、背景にも目を向け指導する。心理的な独立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめは決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【保護者に対して】正確な事実関係を説明し、「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。児童生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

③ 継続した指導の実施

いじめが解消したと見とれる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的にを行い、いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。

④いじめに対する措置

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、県教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害者児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

第5章 ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめとは

○掲示板・ブログ・プロフィールへの誹謗・中傷の書き込み、個人情報を無断で掲載する。

○なりすましてインターネット上での活動や、「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。

○オンラインゲームやSNSを利用して、誹謗・中傷の書き込みを行う。等

ネットの特殊性による危険

- ・スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ・一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る映像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性がある。

2 未然防止

① 学校での指導

インターネットの特殊性による危険や生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

【取り扱う情報モラルの内容例】

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- 匿名で書き込んである場合でも、書き込みをした人は特定できること。書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。書き込みの内容が悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。
- 閲覧可能なサイトでも違法情報や有害情報が含まれていること。

② 保護者との連携

児童生徒のパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり、まずは、携帯電話を持たせる必要性について検討してもらうようにする。持たせる場合は、フィルタリング、家庭において危険から守るためのルールづくりを行ってもらうようにする。

インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こるという認識をもつことを伝える。

家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談するように伝える。

3 早期発見・早期対応

① 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

書き込みや画像の削除や偽メールや誤情報への対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。また、学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関と連携する。

②書き込みや画像の削除

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。（※学校非公式サイトの削除も同様）

第6章 重大事態発生時の対応

「学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」（法第28条第1項抜粋）

○重大事態とは

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとする。

生命、心身又は財産に重大な被害とは、「生命被害」「身体被害」「財産被害」「精神被害」である。

相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日の欠席を目安とする。

これまで、教育委員会で重大事態と扱った事例

リストカットの自傷行為を行ったり、自殺を企図したりした。

暴行を受け、骨折・歯が折れる・脳震盪になるなどした。

嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続いたり、ストレス障害と診断されたりした。

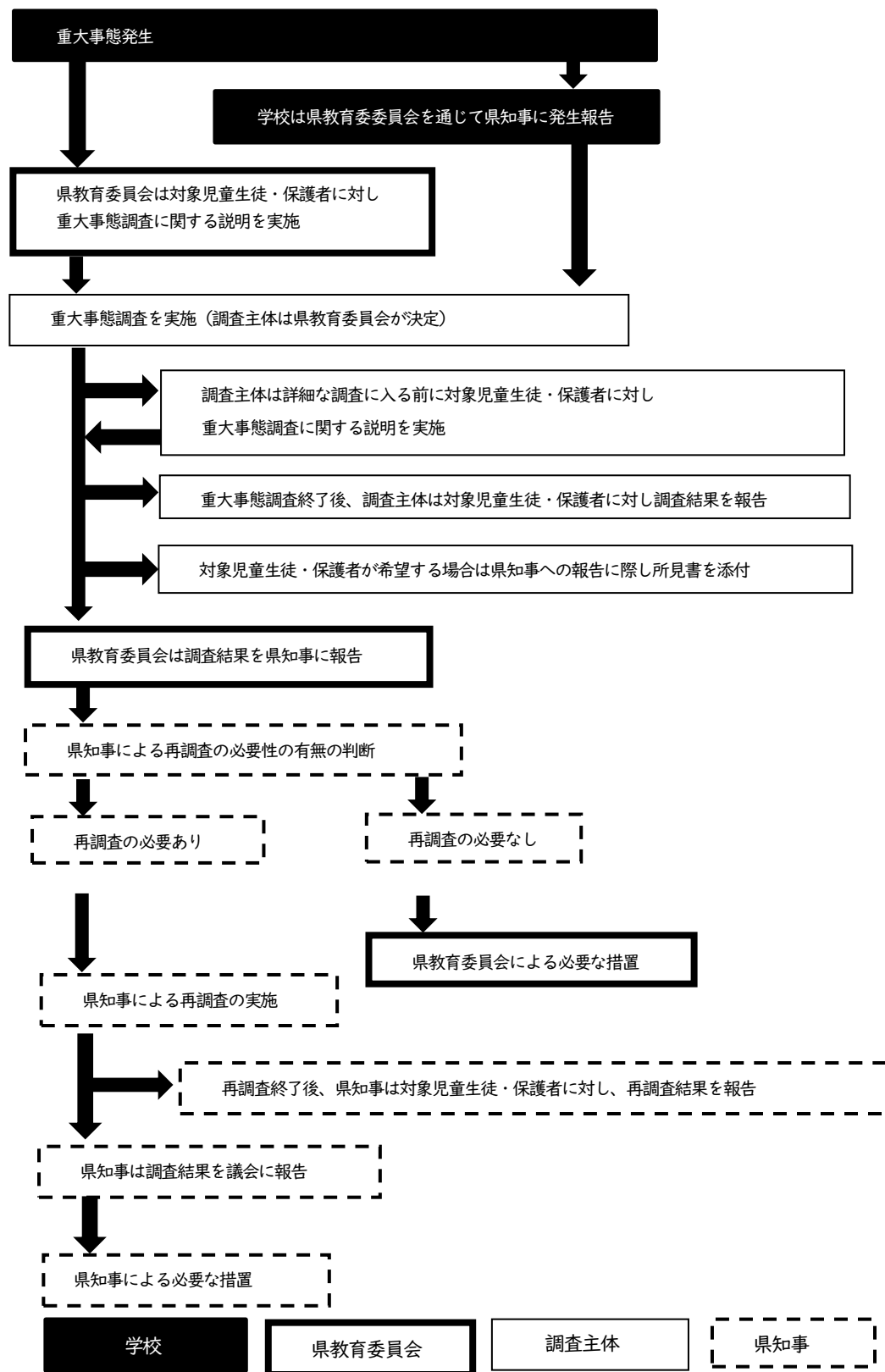
多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ、裸にされた。

わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

複数の生徒から金銭を要求されたり、スマートフォンを壊されたりした。

欠席が続き当該学校へは復帰ができないと判断し、転学や退学をした。

【重大事態調査の流れ】



・教育委員会が主体となって、重大事態の調査を行う。

・調査は「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」（教育委員会の附属機関）（以下「対策委員会」という）が主体となり、学校の「いじめ対策委員会」と連携して行う。

1 重大事態調査を実施する目的

- ・同様の事態を2度と起こさないため、外部の専門家等の協力を得つつ、可能な限り正確に事実関係を明らかにするとともに、その結果をもとに適切に当該重大事態への対処及び、当該重大事態への対処及び再発防止策に努める。
- ・調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訴等への対応を直接の目的とするものではない。

2 平時からの備え

- ・すべての教職員が、重大事態とは何か、どのように対処すべきか認識しておく。
- ・重大調査を行う際は、「確認できた事項」と「確認できなかった事項」等の情報が記録として残っていることが望ましく、いじめに係る児童生徒からの相談や、行動の変化が見られたときは、取得したメモをそのままにせず、「児童生徒の様子記録（聞き取り用紙）」を作成する。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。
- ・いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組む。

3 重大事態調査中における学校の対応

- ・対象児童生徒に対する心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援を疎かにしてはならない。
- ・対象児童生徒が在籍する学校では、対象児童生徒を徹底して守り通す。
- ・対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

4 重大事態の報告から調査結果を踏まえた対応について

- ① 重大事態の報告：学校は、重大事態が発生した場合、直ちに県教育委員会を通じて県知事へ報告を行う。
- ② 報告を受けた学校の設置者の対応：県教育委員会は報告を受けたら、その調査を行う主体（学校の設置者か学校か）や、どのような調査組織とするか判断し調査を行う。
- ③ 重大事態の調査（事実関係を明確にするための調査）：調査を始める前に、対象児童生徒・保護者への事前説明を行い、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図り、円滑に進められるようにする。
- ④ 調査結果の提供及び報告：調査に係る情報を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適切に提供

する。(法第28条第2項)併せて、いじめを行った児童生徒・保護者にも説明を行う。その際、個人情報保護法や児童生徒のプライバシーや人権に配慮しつつ行う。また、知事へ調査結果の報告を行う。

5 再調査について

調査報告を受けた県知事において、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同様の発生の防止のために必要があるかどうか総合的に判断を行い、必要があると認めるときに、再調査を行う。

再調査を行う必要があると考えられる場合

- ① 再調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明した場合
- ② 新しい重要な事実が判明した事項について、十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- ③ 調査組織について公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合
- ④ 県教育委員会は、文部科学省に対して再調査報告書の提供を行う。